

# 株式会社トーソク 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標 1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和 6年 5月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 6年 7月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和 6年 11月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施  
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標 2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 6年 7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 3回行う
- 令和 6年 10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 7年 12月～ 社内報や掲示板などでキャンペーンを行う

目標 3：地域の子どもの会社見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和 6年 5月～ 受け入れを行う社員への説明及び体制作り
- 令和 6年 6月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和 6年 9月～ 社員への周知及び市区町村広報誌などによる取組の周知
- 令和 6年 10月～ 会社見学及びインターンシップの受け入れ開始